

個人住民税特別徴収の県内一斉指定の実施について

平成26年3月24日
千葉県総務部税務課
043-223-2148
市町村課
043-223-2131

給与所得者に係る個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）については、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が特別徴収義務者として、毎月従業員の給与から個人住民税を天引きし市町村に納入する特別徴収の制度によることとされています。

しかしながら、制度が正しく理解されていないことなどから、現状では給与所得者の概ね7割程度の実施にとどまっているところです。

こうしたことから、法令遵守、納税者の利便性向上、滞納発生抑制のため、千葉県及び県内市町村は、以下のとおり平成28年度から特別徴収の県内一斉指定を行うため、連携して取組むことについて合意しました。

1 実施時期

平成28年6月から、これまで特別徴収を実施していない事業者にも、所得税の源泉徴収と同様に特別徴収を実施していただきます。

平成26年度、平成27年度については、制度周知を行うとともに、平成27年度に、特別徴収を行っていない事業者に対し、個別に予告通知を送付します。

2 取組み内容

○制度の十分な周知

- ・ホームページ、チラシ等の各種広報媒体の活用
- ・事業者及び普通徴収となっている給与所得者への通知
- ・税理士会、商工会議所、商工会、法人会連合会等の関係団体への依頼

○実施に向けた体制整備 等

3 一斉指定までの想定スケジュール

平成26年度	実施計画の作成、対象事業所の把握、制度周知
平成27年度	対象事業所の把握、制度周知、個別事業所に指定予告通知
平成28年度	給与からの特別徴収一斉指定の開始